

# 会員会則

## 第1条（目的）

一般社団法人 全国社会福祉機能医療協会（以下、「当法人」という）が提供する「往療応援ツール」（以下、「本サービス」という）について、当法人に入会する鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師（以下、「会員」という）が本サービスの機能を適正に運用するために、以下の通り会則を定める。

## 第2条（会費）

1. 会員は本サービスを利用するにあたり、3,600円の年会費を支払うものとする。
2. 会費は、入会月の末までに1年分を当法人が定める方法にて支払う。また翌年以降も同様とする。
3. 退会する場合は、退会月の前月末までに退会届を提出しなければならない。また、会費納入後、途中で退会した場合であっても会費は返還しない。

## 第3条（会員登録の拒否取消）

1. 当法人は、会員登録が適当でないとは判断した場合は会員登録を拒否できる。  
なおその際、当法人は拒否した理由について開示する義務を負わない。
2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、又は当法人が解散したときは、当法人は会員に事前に通知を行うことなく退会処分とすることができる。
  - ・当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
  - ・当法人に提供された登録情報に虚偽、重要な誤記、記載漏れが判明した場合
  - ・反社会的勢力であるか、そうした勢力と現在、過去を問わず関係があったと判明した場合
  - ・その他、本規約に違反することが判明した場合や当法人が会員として不適当と判断した場合

## 第4条（登録情報の変更）

会員は、自己および提携治療院の登録情報に変更があった場合、速やかに当該変更事項について報告する。届出がなかったことにより、会員が何らかの不利益を被った場合、当法人は一切その責任を負わない。

## 第5条（会則の変更）

当法人は、必要があると認められるときは本会則の変更ができるものとする。なお、この場合、本サービスの利用条件は変更後の会則に基づくものとする。本会則の変更は、当法人が適正と認める方法で随時会員に公表する。変更後の会則は、当法人が公表した時点から効力を生じるものとする。

#### 第6条（禁止事項）

本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為を禁止する。また、会員の行為が以下の各号のいずれかに該当すると当法人が判断した場合には、事前に通知することなく、当該行為の全部または一部を停止させ、当該違反行為を排除するあらゆる措置を講じることができる。

- ・本サービスを自分以外の者（家族や従業員を含む）に使用させる行為
- ・本サービスに掲載された情報、写真、その他の著作物について、複製、転用、公衆送信、譲渡、翻案および翻訳などを行い当法人の著作権を侵害する行為
- ・許可なく当法人の名称を使用し、又は他人になりすまして利用する行為
- ・その他、当法人が不適切と判断する行為

#### 第7条（損害賠償）

会員は、本サービスの利用中に当法人または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

#### 第8条（準拠法および合意管轄）

本サービスに関連する紛争、訴訟は札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

令和2年4月1日 制定